

令和7年度岡山市人材確保等に関する実態調査業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度岡山市人材確保等に関する実態調査業務委託

2 委託業務の目的

少子高齢化が進む日本では、生産年齢人口が減少することによる企業の労働力不足が大きな課題となっている。そこで市内中小企業等の労働者の雇用状況や、雇用形態及び人材確保等の実態を調査し、企業の雇用に関する諸課題やニーズ把握を行うことにより、岡山市の雇用施策の参考とし、次年度以降の人材確保支援策等につなげることを目的とする。

3 委託業務期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

4 委託業務の概要

市内企業を対象としたアンケート調査の実施

- (1) アンケートのWEB回答入力フォームの作成
- (2) 依頼文書及び概要案内の発送に関する作業
- (3) 調査結果の集計及び報告書の作成

5 委託業務内容

(1) 調査概要

- (ア) 調査対象 岡山市内に本社を置く企業約1,500社（対象企業の抽出は岡山市が行う。）
- (イ) 調査期間 令和7年6月中に実施予定とし、岡山市と協議の上、決定する。
- (ウ) 調査方法 調査依頼については郵送、回答についてはWEB上からとする。
- (エ) 調査項目 岡山市が設定し、本体の設問数は30問程度とする。
別途、企業の基本情報の調査項目も設けるものとする。

(2) 実施方法

- (ア) アンケートのWEB回答入力フォームの作成
岡山市が設定した調査項目について、WEBで回答ができるよう専用のフォームを作成すること。回答フォームの作成にあたっては、下記の内容を満たすこと。
 - a 操作及び回答しやすく、かつ集計に支障がないものとする。
 - b 入力に矛盾が生じている場合はエラー等ではじけるような仕様とすること。
 - c 情報セキュリティ対策（ウイルス、不正アクセス対策等）に万全を期すこと。
 - d 入力作業の中断・入力内容の一時保存が可能となるよう、作業内容をサーバー側で保持すること。なお、入力作業中と作業終了とを区別できるようにすること。
 - e 回答者に設問回答の進捗状況が分かるようにすること。
- (イ) 依頼文書及び概要案内の印刷
 - a 依頼文書 A4判、両面、2頁以内、1色刷、上質紙（薄口）（依頼文の原案は岡山市が作成する。）

- b 概要案内 A4判、両面、2頁以内、1色刷、上質紙（薄口）（概要案内の原案は岡山市が作成する。）
- c 依頼文書又は概要案内に、WEB回答フォームのURL及び二次元コードを記載すること。

(ウ) 依頼文書及び概要案内の発送

- a 発送用封筒は岡山市が提供する長形3号とする。岡山市が提供する調査対象企業リストをもとに、発送用封筒に宛名の印刷を行うこと。（宛名ラベルシールの貼り付けも可とする。）作成にあたっては、試し刷りの封筒を市に提出し、市の承認を得ること。
- b 発送用封筒に依頼文書及び概要案内を三つ折りにして封入・封緘の上、発送すること。発送のための料金は受託者が負担すること。

(エ) データ集計

- a 設問ごとに単純集計及び日本標準産業分類等でクロス集計を行うこと。
- b 集計に際し疑義が生じた場合は、疑義がある箇所に印をつけるなどして、適宜、岡山市に報告すること。
- c アンケート回答率は40%程度を想定し、回答率が低調な場合は、岡山市から催促ができるよう、適宜、岡山市に報告すること。

(オ) 報告書作成

- a 調査概要（調査目的、調査方法、調査期間、依頼文書送付件数・回収数・回収率等）を記載すること。
- b データ集計結果について、設問ごとに適切な表とグラフを交えた分析結果を記載すること。
- c 自由記述での回答内容はカテゴリーごとに分類をまとめてまとめること。
- d 岡山市からの修正指示があった場合は適宜応じること。

6 事業実施に係る提出書類

受託者は、本業務を実施するにあたり、以下の書類を作成、提出し、岡山市の承認を得なければならない。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 委託作業表
- (4) 業務責任者届
- (5) 課税事業者届出書

7 成果品

下記のデータを電子記録媒体（容易に読み取り・複写できるよう「マイクロソフトオフィス2019」で利用可能な保存形式等）で提出すること。その際、パスワード等で保護するとともにウイルスチェックを行うこと。なお、報告書の電子データはカラー印刷に対応するものとする。

- (1) 納品物
 - (ア) 調査画面

- (イ)回答ローデータ (Excel 形式)
 - (ウ)単純集計表 (自由回答含む) (Excel 形式)
 - (エ)クロス集計表 (Excel 形式)
 - (オ)報告書 (電子データ)
- (2) 納期は令和7年8月15(金)までとする。

8 成果品の帰属、著作権等について

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 本事業で作成した全ての作成物の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 受託者は、委託の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。)を当該委託の目的物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (3) 市販の素材集やインターネットなどに限らず、写真・イラストなどの著作物を利用する場合には、他人の著作権を侵害しないように十分注意すること。
- (4) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張及び損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9 業務委託料の支払い等

業務委託料の支払いは業務完了後払いとする。業務実施にかかる費用は、受託者が適宜支払うこと。

10 業務実施の条件

- (1) 本業務で外部協力者(下請業者等)が必要な場合は、岡山市と協議し承認を得ること。
- (2) 岡山市との協議により、実施内容を変更することがある。
- (3) 本業務に従事する者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。

11 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。また、本仕様書に明記されていない事項でも、本業務を効果的に実施する上で必要と思われるものについては、岡山市との協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

12 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則(平成元年市規則第63号)
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

- (3) 労働関係法令
- (4) その他の関係法令

1.3 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務に関し岡山市から受領又は閲覧した資料等について、岡山市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。また、別途「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。
- (3) 受託者は業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

1.4 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責任に帰すべき事由によるものを除き、全て受託者の責任において処理解決するものとする。

1.5 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行するとともに、岡山市との協議後は速やかに協議録を提出すること。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

1.6 完了検査

受託者は、事業完了後、岡山市の定める委託完了届を提出し委託者の検査を受けるものとする。